

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：電波法施行令の一部を改正する政令案
規制の名称：臨時目的放送局の無線従事者の資格要件の緩和
規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止
担当部局：総務省情報流通行政局放送業務課
評価実施時期：令和8年8月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)
<u>ii</u>
(該当理由)
・ 周知広報費用が想定されるが、総務省ホームページ、全国の総合通信局等や業界団体を通じての周知を予定しているため、新たに生ずる行政費用は軽微であると見込まれる。また、操作が電波の質に影響を及ぼさないものであることを制度上担保したうえで資格要件を緩和するものであり、電波利用の安全性・適切性の観点から負の影響は想定されず、「規制緩和・廃止により顕在化する負担」は想定されない。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2―①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2―①)

【緩和】

＜法令案の要旨＞

- ・ 現状では臨時目的放送局（臨時災害放送局及びイベント放送局）の運用に際して求められる資格は、電波の質に影響を及ぼす操作を行い得る資格である上位資格（第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士）に限られているが、臨時目的放送局の活用を促進するため、その操作が電波の質に影響を及ぼさないものである限りにおいて、下位の資格（第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級陸上特殊無線技士及び第二級陸上特殊無線技士）まで緩和するもの。

＜規制を緩和する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ 無線従事者資格は電波法施行令（平成 13 年政令第 245 号）において規定されているが、現状では臨時目的放送局の運用に際して求められる資格は、その中でも電波の質に影響を及ぼす操作を行い得る資格である上位資格に限られている。
- ・ 上位資格に限定している理由としては、周囲の状況変化に応じて、電波の質に影響を及ぼす操作を速やかに行い、放送を継続することが求められたためであったが、近年においては、情報伝達手段が多様化しており、臨時目的放送局の社会的機能は中核的な情報伝達手段から他の情報伝達手段と相まってその役割を果たすものへと変化している。
- ・ また、上位の無線従事者資格を有する者は高齢化しており※¹、地域においては無線従事者の確保が必ずしも容易ではなく、そのことが原因となって当該無線局の開設が困難になる場合がある等の指摘※²が地方自治体の防災担当者等から行われている。例えば、臨時災害放送局は、ライフライン情報や行政からのお知らせを伝えるだけでなく災害で不安を抱える地域住民等を励まし、心のよりどころになるという役割も果たすものであるが、令和 6 年能登半島地震においても臨時災害放送局の速やかな開局ができなかったことについて、有資格者の確保が容易でなかったことがその一因として指摘される例もみられる。
- ・ また、一般社団法人日本コミュニティ放送協会からは、臨時災害放送局の無線設備がコミュニティ放送局と同等の機能を有する無線設備を用いて運用を行うことが多いこともあり※³、コミュニティ放送局の無線従事者が臨時災害放送局の運用を支援しやすくなるための要望※⁴及びイベント放送局の活用促進の観点からの要望※⁵も寄せられているところである。
- ・ 今般、コミュニティ放送局と同等の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により操作可能な臨時災害放送局については、無線従事者の資格の操作範囲を緩和することとなるが、第三者的な立場の有識者で構成される「総務省検討チーム」からも、無線従事者資格を規制緩和すべきとの意見※⁶を得ている。

※1 50 歳以上 70 歳以下の第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士の無線従事者が占める割合は約 6 割となっている(令和 8 年 5 月現在)。

※2 全国の総合通信局から地元自治体職員への聞き取り及び総務省「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム」(以下、「総務省検討チーム」と記載。)第 3 回会合(令和 7 年 3 月)における高知県及び伊藤構成員からの意見

<https://www.soumu.go.jp/main_content/000998549.pdf>

<https://www.soumu.go.jp/main_content/001013519.pdf>

※3 コミュニティ放送局は、臨時目的放送局と同等の機能を有する無線設備を用いるところ、平成 31 年の電波法施行令改正により、その操作が電波の質に影響を及ぼさないものである限りにおいて、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級陸上特殊無線技士及び第二級陸上特殊無線技士についても操作を可能とする、本件と同様の規制緩和が行われている。

※4 総務省検討チーム第 2 回会合(令和 7 年 3 月)における一般社団法人日本コミュニティ放送協会からの要望

<https://www.soumu.go.jp/main_content/000996730.pdf>

総務省検討チームとりまとめ(令和 7 年 9 月)における有識者からの提言

<https://www.soumu.go.jp/main_content/001030285.pdf>

※5 一般社団法人日本コミュニティ放送協会から林総務大臣への要望

※6 総務省検討チームとりまとめ(令和 7 年 9 月)における有識者からの提言

「災害発生時に臨時災害放送局が有効に活用されるよう、臨時災害放送局の特性を踏まえ、コミュニティ放送局と諸元が変わらない場合の臨時災害放送局の操作に必要な無線従事者の資格をコミュニティ放送局と同等とすることや災害時の特例措置について、検討するべきである。」

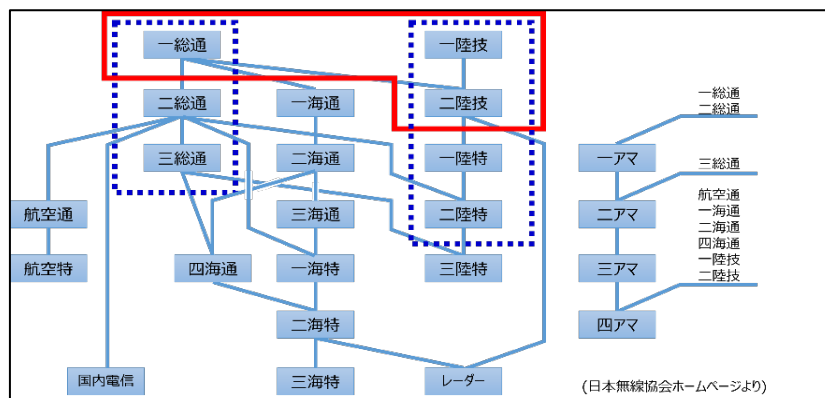
<https://www.soumu.go.jp/main_content/001030285.pdf>

<必要となる規制緩和の内容>

- ・ 臨時目的放送局について、コミュニティ放送局と同様の水準に無線従事者の資格要件を緩和する。具体的には、コミュニティ放送局と同等の機能を有する無線設備を用いて、同等の放送区域において受信されることを目的として開設される臨時かつ一時の目的のための放送について、その操作が電波の質に影響を及ぼさないものである限りにおいて※⁷、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級陸上特殊無線技士及び第二級陸上特殊無線技士も臨時目的放送局の無線設備の操作を行い得ることとする。

※⁷ コミュニティ放送局と同等の、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により操作可能なものに限定。

【参考 青枠が今回の措置により操作が可能となる無線従事者資格】



2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和】

- ・ 臨時目的放送局の無線従事者資格を上位資格（第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士）からコミュニティ放送局が操作可能な同等の資格（第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級陸上特殊無線技士及び第二級陸上特殊無線技士）まで緩和することで、約9万人※⁸から約172万人※⁹に増加することになり、無線従事者の高齢化等も踏まえた無線従事者数の確保の容易化等による臨時目的放送局の活用の促進が見込まれる※¹⁰。

※⁸ 現行制度上、臨時災害放送局等を操作可能な無線従事者資格の保有者数

第一級総合無線通信士 : 10,465 人
第一級陸上無線技術士 : 53,973 人
第二級陸上無線技術士 : 31,345 人
合計: 95,783 人（令和8年5月現在）

※⁹ 規制緩和後に臨時災害放送局等を操作可能となる無線従事者資格の保有者数

第一級総合無線通信士 : 10,465 人
第二級総合無線通信士 : 17,019 人
第三級総合無線通信士 : 30,353 人
第一級陸上無線技術士 : 53,973 人
第二級陸上無線技術士 : 31,345 人

第一級陸上特殊無線技士:257,437 人
第二級陸上特殊無線技士:1,323,464 人
合計:1,724,056 人(令和8年5月現在)

※10 特に、臨時災害放送局においては、例えば、関東管内 263 の地方自治体を対象とした 2024 年 11 月のアンケート調査（回答率 77%）によれば、第三級陸上特殊無線技士保有者がいる自治体は 147、第二級陸上特殊無線技士保有者がいる自治体数は 101 に上る一方、上位資格（第一級陸上無線技術士及び第二級陸上無線技術士）の保有者がいる自治体はそれぞれ3及び2にとどまっているなど、本緩和により臨時災害放送局の開設が可能となる自治体が大幅に増加する見込みである。

- ・なお、様々な状況が想定されることから金銭価値化することは困難だが、規制緩和によって、従来は外部委託していた臨時災害放送局の運用に関する費用を自治体職員が自ら資格を有する場合も多くなることで同費用の削減に資する可能性がある。さらに、地方自治体において自らの職員が臨時災害放送局を操作するために国家試験を受ける際に生じる手数料を補助する場合には、その負担額は、最低額 16,400 円（第二級陸上無線技術士）から 6,900 円（第二級陸上特殊無線技士）と、9,500 円低減する。

【参考 国家試験手数料（令和8年10月予定）】

第一級総合無線通信士	26,000 円
第二級総合無線通信士	23,300 円
第三級総合無線通信士	15,000 円
第一級陸上無線技術士	18,800 円
第二級陸上無線技術士	16,400 円
第一級陸上特殊無線技士	7,200 円
第二級陸上特殊無線技士	6,900 円

- ・臨時目的放送局の開局は、例えば臨時災害放送局が災害の発生を前提とするなど事前に開局件数を定量的に見込むことは困難であり、イベント放送局についても開局数が確定しているものでもないため、事後評価の際には、臨時目的放送局から提出された無線従事者選（解）任届を集計し、分析する等により把握を行う。

3 負担の把握

【緩和】

＜規制緩和により顕在化する負担＞

- ・本件は、その操作が電波の質に影響を及ぼさないものであることを制度上担保したうえで資格要件を緩和するものであり、電波利用の安全性・適切性の観点から負の影響は想定されず、「規制緩和・廃止により顕在化する負担」は想定されない。

＜行政費用＞

- ・周知広報費用が想定されるが、総務省ホームページ、全国の総合通信局等や業界団体を通じての周知を予定している。仮に、総務省ホームページの更新及び業界団体への周知に係る事務に2人で1日要すると仮定して試算すると、約4.9万円^{※11}と推計される。なお、臨時目的放送局については、既存の放送行政の枠組みの中で監督するため、新たなモニタリング費用は発生しない。

※11 5,449,000 円(令和6年分民間給与実態統計調査(国税庁))年間平均給与額÷1,714時間(令和6年労働

統計要覧（厚生労働省）の年間総労働時間=3,179 円(担当者時給)

3,179 円(担当者時給)×7.75 時間(1 日の勤務時間)×2 人(作業人数)=49,275 円

4 利害関係者からの意見聴取

【緩和】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ 現状、臨時災害放送局は第二級陸上無線技士以上が操作可能となっているが、コミュニティ放送局が臨時災害放送局に移行する事例や設置・運用支援を行う事例もあるため、第二級陸上特殊無線技士でも操作が可能になるよう臨時災害放送局の技術資格要件を緩和していただきたい。(地域内で現状の適合有資格者を確保することが難しい状況)【再掲（総務省検討チーム第2回（日本コミュニティ放送協会からの要望））】

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 総務省「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム」第2回会合（令和7年3月）＜https://www.soumu.go.jp/main_content/000996730.pdf>
- ・ デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第39回）（令和7年11月）
＜https://www.soumu.go.jp/main_content/001041994.pdf>

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・ 総務省検討チーム第2回議事要旨＜https://www.soumu.go.jp/main_content/001021734.pdf>
- ・ デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第39回） 議事要旨（令和7年11月）
＜https://www.soumu.go.jp/main_content/001047562.pdf>

5 事後評価の実施時期

【緩和】

- ・ 施行後おおむね5年以内に事後評価を実施予定。